

第16回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月8日(金) 午後3時00分～3時45分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 横山 正行
 - 2番 金子 節夫
 - 3番 松崎 マサエ
 - 4番 松島 章倫
 - 5番 小林 修
 - 6番 中村 政五郎
 - 7番 島田 信成
 - 8番 高田 洋子
 - 9番 天谷 豊
 - 10番 大川 則彦
4. 事務局 事務局長 吉田 享史 係長 國府田 諭 主事補 小林 智貴
農業振興課 主事補 茂木 智也
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 議案第48号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権)
 - 議案第49号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第51号 農用地利用集積計画(案)の決定について
 - 第3 報告
 - 報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第16回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長(吉田)	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第16回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号4番松島章倫委員、同じく5番小林修委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第48号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>議案第48号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和3年10月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから2ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することと決定いたします。</p>

事務局(國府田)	<p>続きまして、2番について事務局より、説明を願います。</p> <p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、3ページから4ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することと決定いたします。</p>
事務局(國府田)	<p>続きまして、3番について事務局より、説明を願います。</p> <p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、5ページから6ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することと決定いたします。</p> <p>次に、議案第49号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明を願います。</p>

事務局(國府田)	<p>議案第49号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和3年10月8日、邑楽町農業委員長、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、7ページから10ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
8番(高田)	<p>8番高田です。10月6日に事務局と3班で行いました。申請地は大字中野字大根村地内、案内図は資料7ページ、付近状況図は8ページを参照してください。申請地は第2種農地となっております。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、2番について事務局より、説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号2番。申請人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては11ページから14ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確</p>

<p>1 番(横山)</p>	<p>認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p> <p>1 番横山です。10月6日に事務局と3班で行いました。申請地は大字中野字久保林地内、案内図は資料11ページ、付近状況図は12ページを参照してください。申請地は市街化近傍小集団農地の第2種農地となっております。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、3番について事務局より、説明を願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>番号3番。申請人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、15ページから19ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>8 番(高田)</p>	<p>8 番高田です。10月6日に事務局と3班で行いました。申請地は大字藤川字壺本木地内、案内図は資料15ページ、付近状況図は16ページを参照してください。申請地は第1種農地となっておりますが、不許可の例外に該当します。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>

<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、4番について事務局より、説明をお願いします。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>番号4番。申請人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、20ページから23ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>10番(大川)</p>	<p>10番大川です。10月6日に事務局と3班で行いました。申請地は大字中野字下中野地内、案内図は資料20ページ、付近状況図は21ページを参照してください。申請地は第1種農地となっておりますが、集落接続のため不許可の例外に該当します。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>次に、議案第50号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>議案第50号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和3年10月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、24ページから27ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
1番(横山)	<p>1番横山です。10月6日に事務局と3班で行いました。申請地は大字狸塚字高原地内、案内図は資料24ページ、付近状況図は25ページを参照してください。申請地は邑楽南地区地区計画区域内のその他第2種農地となっております。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく願います。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p>

事務局(國府田)	<p>す。</p> <p>続きまして、2番について事務局より、説明を願います。</p> <p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、28ページから31ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
10番(大川)	<p>10番大川です。10月6日に事務局と3班で行いました。申請地は大字中野字雷地内、案内図は資料28ページ、付近状況図は29ページを参照してください。申請地は市街地近傍小集団農地の第2種農地となっております。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p>
事務局(國府田)	<p>続きまして、3番について事務局より、説明を願います。</p> <p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、32ページから35ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確</p>

<p>8番(高田)</p>	<p>認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p> <p>8番高田です。10月6日に事務局と3班で行いました。申請地は大字石打字後林地内、案内図は資料32ページ、付近状況図は33ページを参照してください。申請地は農地の拡がりがない第2種農地となっております。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、4番について事務局より、説明を願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましても、36ページから39ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>10番(大川)</p>	<p>10番大川です。10月6日に事務局と3班で行いました。申請地は大字中野字久保林地内、案内図は資料36ページ、付近状況図は37ページを参照してください。申請地は市街地近傍小集団農地の第2種農地となっております。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>

<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、5番について事務局より、説明を願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>番号5番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、40ページから43ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>1番(横山)</p>	<p>1番横山です。10月6日に事務局と3班で行いました。申請地は大字篠塚字馬場地内、案内図は資料40ページ、付近状況図は41ページを参照してください。申請地は第1種農地となっておりますが、譲受人が同一区域内に居住しているため、不許可の例外に該当します。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>

<p>農業振興課(茂木)</p>	<p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第51号農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。先に、議事日程と一緒に配布しました、令和3年11月、農用地利用集積計画(案)について農業振興課より、説明願います。</p> <p>それでは令和3年度11月農用地利用集積計画についてご説明します。農用地利用集積計画(案)をご覧ください。新規3年から再設定10年、また、中間管理機構を通じた貸し借りや、所有権移転等の区分がございますが、各区分の面積については、表の通りとなっております。また、各区分の面積を合計したものが、一番下の合計欄の通りとなります。</p> <p>次に、令和3年11月1日現在利用権設定状況(予定)をご覧ください。各項目における数値は記載の通りであり、農地集積率については、前回比で0.91%の減となりました。以上、ご報告申し上げます。ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>農業振興課からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。農用地利用集積計画を決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案通り決定いたします。</p> <p>続きまして議事日程第3、報告第17号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>報告第17号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告</p>

会長(天谷)	<p>します。令和3年10月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については44ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p> <p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第16回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
--------	--

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和3年11月8日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 松島 章倫

委員 小林 修